

広報とやま 令和2年(2020年)1月5日号掲載

くらしの情報あれこれ



スポーツジムなどでの契約トラブルに注意しましょう

[事例]

「体験だけのつもりで参加したところ、執拗しつように勧誘を受けて入会させられた」「契約期間中は解約できない」などのトラブルが増えています。

[アドバイス]

スポーツジムなどの契約には、一定期間継続することが条件となっている場合があり、原則、クーリング・オフ制度がありません。契約の際は、契約書面や規約をよく読んで内容を確認するとともに、スタッフに説明を求めましょう。

相談受付時間 (土) (日) (祝) (休) を含む毎日10:00~18:30 (年末年始、CiC休館日は除く)

お問い合わせ 消費生活センター 電話:443-2047